

# 安全衛生推進者養成講習実施要領

(秋田労働局長・登録安全衛生推進者養成講習機関第1号・有効期限平成31年12月27日)

一般社団法人 秋田県労働基準協会

## 1. 講習の目的

労働安全衛生法第12条の2に基づき、常時10人以上50人未満の労働者を使用する次の業種の事業場では、安全衛生推進者を選任し、労働安全衛生法第10条第1項各号の安全衛生業務を担当させることを義務付けています。(平成21年改正)

本講習は、当協会が秋田労働局へ登録養成講習機関として、登録認定を受けて安全衛生推進者としての資格を付与するために実施する講習です。

- (1) 林業、建設業、運送業、清掃業、鉱業
- (2) 製造業(加工業を含む)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業
- (3) 自動車整備業、機械修理業
- (4) 旅館業、ゴルフ場業
- (5) 各種商品卸売業、家具・建具・什器等卸売業
- (6) 各種商品小売業、家具・建具・什器小売業、燃料小売業

## 2. 講習カリキュラム

【平成29年 6月 6日(火) ~ 7日(水)】

講習科目	範囲	時間
1. 安全管理	・ 安全衛生推進者の役割と職務 ・ 安全衛生活動 ・ 労働災害の原因の調査と再発防止対策	2時間
2. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	・ リスクアセスメントとリスク低減措置 ・ 機械設備、職場環境の安全化 ・ 作業の安全化 ・ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入	2時間
3. 作業環境管理及び作業管理	・ 衛生点検の実施 ・ 作業環境測定 ・ 作業環境改善 ・ 作業方法の改善と労働衛生保護具	2時間
4. 健康の保持増進	・ 健康診断 ・ 健康の保持増進 ・ 快適職場づくり ・ 労働生理 ・ 労働衛生統計 ・ 救急処置	1時間
5. 安全衛生教育	・ 安全衛生教育の方法 ・ 実施計画の具体化 ・ 作業標準の周知	1時間
6. 関係法令	・ 労働安全衛生法の概要 ・ 労働者派遣法の概要 ・ 個別事項	2時間

(注) 安全管理者の資格を有する者又は衛生管理者免許証を所持している者は、講習の一部が免除されます。

...(2の科目の免除については、平成18年10月1日以降に選任又は免許を取得した者に限る)...

※ (安全管理者(選任時研修修了者含む)の資格を有する者は、1. 2. 5の科目が免除となります)

※ (衛生管理者免許証を所持している者は、2. 3. 4. 5の科目が免除となります)

...(上記免除を受けられる方は、受講申込みの際に「修了証」若しくは「免許証」の写しの添付が必要です)...

### 3. 講習期日及び講習会場

開催地区	講習期日	講習会場
秋田市	平成29年 6月 6日(火) 平成29年 6月 7日(水)	協働大町ビル 秋田市大町3-2-44 (☎ 018-863-2111)

※講習時間は、

第一日目 8:50~17:15

第二日目 8:50~12:00

4. 定員 100名 (受講申込締切日前であっても定員になり次第締切ります。)

5. 受講料 一般社団法人秋田県労働基準協会の会員・非会員

会員 14,364円(消費税、テキスト代(1,404円)含む)

非会員 19,764円(消費税、テキスト代(1,404円)含む)

※但し、安全管理者(選任時研修修了者含む)、衛生管理者の資格を有する者は、

会員 12,204円(消費税、テキスト代(1,404円)含む)

非会員 17,604円(消費税、テキスト代(1,404円)含む)

6. 受講申込方法及び受講料納入締切日

「受講申込書」に所要事項を記載し、申込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚を添付のうえ、郵送又は持参によりお申込み下さい。

受講申込締切日及び受講料納入締切日は、平成29年5月30日(火)とします。

7. 申込先 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44協働大町ビル

一般社団法人秋田県労働基準協会

TEL 018-862-3362 FAX 018-862-3729

8. 振込先 秋田銀行 大町支店 (普) 967575

一般社団法人秋田県労働基準協会

9. 受講票の確認

受講者には講習日の約1ヶ月位前から「受講票」が送付されます。

受講申込締切日までに「受講票」が届かない場合は、当協会に問い合わせ願います。

10. その他

(1) 全科目を受講した方には、講習終了後「修了証」を交付致します。

(2) 受講申込締切日並びに受講料納入締切日以降の申込み取消しにつきましては、原則として受講料の返還はいたしません。

(3) 上記以外についてのお問い合わせは、当協会にご連絡下さい。